

議案第 9 1 号

京丹後市老人医療費の支給に関する条例の一部改正について

京丹後市老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 4 年 6 月 1 0 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

全世代対応型の社会保障を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 6 号）により、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）の一部が改正され、令和 4 年 1 0 月 1 日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

京丹後市老人医療費の支給に関する条例（平成１６年京丹後市条例第１３４号）の一部を次のように改正する。

第２条の２第２項第２号中「同項第２号」を「同項第３号」に改める。

附 則

この条例は、令和４年１０月１日から施行する。

京丹後市老人医療費の支給に関する条例(平成16年京丹後市条例第134号)新旧対照表

現行	改正案
京丹後市老人医療費の支給に関する条例 平成16年4月1日 条例第134号 第1条・第2条 (略) (老人医療費の支給) 第2条の2 (略) 2 前項第2号に規定する次項で定める額は、同号に規定する医療に要する費用の額に、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。 (1) (略) (2) 前条に規定する者について高確法第67条第1項の規定の適用があるとした場合における<u>同項第2号</u>に該当する者 100分の30 第3条～第11条 (略)	京丹後市老人医療費の支給に関する条例 平成16年4月1日 条例第134号 第1条・第2条 (略) (老人医療費の支給) 第2条の2 (略) 2 前項第2号に規定する次項で定める額は、同号に規定する医療に要する費用の額に、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。 (1) (略) (2) 前条に規定する者について高確法第67条第1項の規定の適用があるとした場合における<u>同項第3号</u>に該当する者 100分の30 第3条～第11条 (略) <u>附 則</u> <u>この条例は、令和4年10月1日から施行する。</u>